

お知らせ

自動車税の納付はお済みですか？

納期限の6月1日を過ぎました。納付がお済みでない方は、至急金融機関、コンビニエンスストア、モバイルレジやPay-easyなどで納付してください。（クレジットカードによる納付は6月1日で終了しています。）引越しなどで納税通知書が届いていない方は、自動車税事務所または各県税事務所へご連絡ください。

なお、新型コロナウイルスの影響などにより、収入に減少があり、一時に納税ができない場合には、申請により納税が猶予される場合があります。まずは、お住まいの地域を管轄する県税事務所にお電話でお問い合わせください。

▶問合せ 各県税事務所、自動車税事務所 ☎043-243-2721、管轄の県税事務所が分からぬ場合 ☎043-223-2127（県税務課）

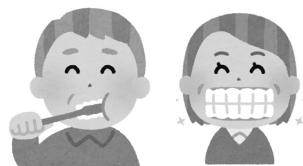


歯と口の健康週間 ～咲かそよ 真顔の花を 歯みがきで～

6月4日㊁から10日㊂までは、歯と口の健康週間です。かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健診を受け、虫歯や歯周病をなくして「8020」（80歳になっても20本以上自分の歯を保つこと）を目指しましょう。

デンタルフロス（糸ようじ）や歯間ブラシを使っての歯垢の除去や、食後の歯磨きを心掛け、いつまでも自分の歯で食べられるようにしましょう。

▶問合せ 県健康づくり支援課 ☎043-223-2671



施設園芸農家の皆さんへ

6月は災害に強い施設園芸づくり月間です。

近年、台風、大雪、地震などの自然災害が多発し、多くの農業用ハウス（園芸施設）が被害を受けています。

農業共済は、自然災害などで作物や園芸施設などに損害が生じた場合に共済金が支払われる公的な保険制度です。また、加入者の負担を軽減するため、共済掛金の50%を国が負担します。台風シーズンに備え、ハウスの点検や補修を実施するとともに、万が一の場合に備え、農業共済（園芸施設共済）に加入しましょう。

詳しくはホームページをご覧になるかお問い合わせください。

▶問合せ 千葉県農業共済組合（N O S A I 千葉）

☎043-245-7449



災害への備えを もう一度確認しましょう

昨年は、令和元年房総半島台風（台風15号）や令和元年東日本台風（台風19号）など勢力の強い台風が県内に多くの被害をもたらしました。被害を最小限にするためにも、常日頃からの準備が大切です。

〈備えのポイント〉

- ・日頃から非常持出品を準備し、避難場所や経路を確認しておきましょう。
- ・家の周辺を見回り、強風で飛ばされそうな物は片付けておきましょう。
- ・天気予報などの気象情報を小まめにチェックしましょう。

▶問合せ 県警察本部警備課
☎043-201-0110（代）



6月の納期

町県民税 第1期分

納付は便利な口座振替をご利用ください。